

まちづくりの推進に必要なルールや仕組(長浜市市民自治基本条例)について、「わがまちメール」にて提出された意見等とその意見に対する市の考え方及び検討結果について

案件名 長浜市市民自治基本条例 規定内容(案)
 意見募集期間 平成21年7月1日(水)～平成21年7月30日(木)
 所管課 企画部 市民協働課

お寄せいただいた意見等については、取りまとめの便宜上案件に関係したものを要約したものとなっています。(「わがまちメール」全21件のうち、関係するもの2件)

提出された意見等の内容	提出された意見の数	意見等に対する市の考え方及び検討結果
<p>条例は策定委員会で3～4年は検討してほしい。また、広報紙で説明するだけでなく末端自治会までおろして市民が等しく意見が言え、行政・市民・議会が一体となった条例を望みます。</p>	<p>1件</p>	<p>本規定内容案については、平成19年度より策定委員会において検討を願い、のべ30回に及ぶ会議を経て提案されたものです。また、その間の検討概要につきましても、市ホームページのほか市政情報コーナーにおいて公開してきました。そして内容案がとりまとめられることにあわせ、主に各自治会長を対象とした市民のつどいを開催するとともに、出前講座などを活用しながら理解と周知をはかってきたところです。今後は条例化し運用していくなかで、随時市民の皆さんのご意見をお伺いしながら指針等を作成し、市で一体となった策定運用をしてまいりたいと考えています。</p>
<p>ルール:個人・団体が自由な発想で身近な場所や機会が得られてまちづくりに参加しやすいルールにしておくことが肝要。 仕組み:小グループや仲間の程度に話し合い協議してまちづくりの推進と高揚を意識化するための簡単な仕組み(図式化必要)をつくること。</p>	<p>1件</p>	<p>条例化にあたっては、法令形式となるため誰でもがわかりやすい表現というわけにはいかないところもできますが、制定後の運用に際しては誰でも理解でき使いやすいよう指針等により具体的なルールづくりをしたいと考えています。また、この指針についてはいろいろな場所で活用していただけるよう冊子等の成果にまとめるとともに、必要な施設、団体等への配布について検討しているところです。</p>

長浜市市民自治基本条例 規定内容(案)についての長浜市パブリックコメントに対して提出された意見等とその意見に対する市の考え方及び検討結果について

案 件 名 長浜市市民自治基本条例 規定内容(案)
 意見募集期間 平成21年7月1日(水)～平成21年7月30日(木)
 所 管 課 企画部 市民協働課

お寄せいただいた意見等については、取りまとめの便宜上要約したものとなっています。

関係項	提出された意見等の内容	提出された意見の数	意見等に対する市の考え方及び検討結果
2	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義において市議会の定義がない。また、市議会は市と別のものとしてとりあつかうべきである。 	1件	<p>市議会の項目については、地方自治法の中で議会について規定されていることから、用語の中ではあらためて定義していません。</p> <p>ただ、市のまちづくりにおける協働という概念の中では、同じようにこれを担っていただける機関であるという位置づけのもと、目的・原則等についての基本的な事項について規定をしています。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の原則において、市のあらゆる行政情報の積極的な公表と市民からの情報の提供が大切であるため、「市民はあらゆる必要な行政情報を知る権利を有する」などの表現も必要かと思われる。 	1件	<p>情報共有の原則の項目においては、まちづくりに関しての情報を市民、市議会、市が共有することでまちづくり活動のための財産とすることを規定しています。</p> <p>ご意見をいただいた行政情報等を知る権利につきましては、後段の情報公開の原則の項目において、知る権利の保障と必要な情報を提供していくことについての規定をしているほか、別途市情報公開条例によっても保障していくことを掲げています。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関することで、情報公開については求めに応じるのではなく積極的に市民に提供していくものとすべきである。また、条名にあたる部分の表現が、同様の項目である市長、市職員等と違っているのではないか。 ・まちづくりについて市民の代表としてより関わりをもつような表現が必要ではないか。 	2件	<p>議会の情報公開については、ご意見のように求めに応じるだけでなく、議会から市民にわかりやすく説明できるよう規定しています。</p> <p>また、議会においても別途こうした活動の詳細についての規定を法制化する取り組みがすすめられていることから、具体的な内容については、そうした取り組みに委ねることとしました。</p> <p>なお、条名等については、ご意見のとおり表現の揃っていない箇所もあるため、条例化していく作業の中で見直しをまいります。</p>

8	<p>・市の役割及び責任の項目において、「まちづくりについて常に市全土の均衡ある地域発展に繋がるよう配慮し、公平・公正な対応をすること」と「市民の期待に応えられるよう常に人材育成に努めること」を追加してはどうか。</p>	1件	<p>まちづくりについて市全域の均衡ある発展につなげていくことは、その取り組みにおいての前提となることであるため、あえてここで記載する必要はないと考えています。加えて、まちづくりにあたっては地域特性も考慮しそれぞれの地域に応じた施策も必要であり、これが公平公正な対応につながるものと考えています。</p> <p>また、人材育成については、市長の役割及び責任の項目において、「市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成」という表現で掲げているほか、市民間においても事業者の役割や市民の権利及び責務の中でまちづくりに必要な人材等を育て支援するよう規定しています。</p>
16	<p>・総合計画にもとづく市政運営(または、第22の各種計画策定への参画)に、「基本構想及びその計画は市民ニーズに合致しているが、偏在していないか精査し市民参加のもと改定しなければならない」という表現を加えてはどうか。</p>	1件	<p>総合計画等に基づく市政運営の項目において、「新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討が加えられなければならない」と表現しており、その時々様々なニーズに合わせ、市民参画のもと見直し等をしていくよう規定しています。</p>
17	<p>・財政運営の基本事項に、「健全な財政運営に努めるため、常に行財政改革に取り組むこと」という表現を追加してはどうか。</p>	1件	<p>財政運営に限らず、基本構想その他に基づいて実施した施策等につきましては、評価し改善を図りながら能率的かつ効率的な市政運営に努めるという表現で、後段の評価の実施という項目において規定しています。</p>
19	<p>説明応答責任の項目で別に条例に定めるとあるが、これはなにを指しているのか。また、詳細はこの条例の中で明らかにしていくことはできないか。</p>	1件	<p>本条例は理念をあきらかにする条例であり、個別の具体的な事項については、別途個別条例、要綱、指針等において定めていくものと考えています。</p> <p>なお、ご質問の「別途定める条例」の文言は行政手続に関する箇所を示したもので、市行政手続条例を指したものです。</p>

20	<p>・自治会や連合自治会は市を形成する基礎的団体であり、市がすすめておられる地域づくり協議会とともに活発に活動することが自治の基本となることから、こうした団体の位置づけと市が支援する根拠となる表現が必要かと思われる。</p>	1件	<p>自治会及び連合自治会並びに地域づくり協議会は、この条例の中ではコミュニティのひとつとして位置づけているもので、コミュニティの役割、活動、支援についてもいくつかの箇所(項目)において規定しているところです。</p> <p>また、地域づくり協議会につきましては、現在も別途指針を定めて運用しており、本条例には基本的な考え方のみをコミュニティとしての位置づけから規定しているものです。</p>
21	<p>・審議会等への参画について、公募運営を取り入れるのなら定数の一部という表現でなく、人数、割合を明記しておく方がいいのではないか。</p>	1件	<p>審議会等への市民参画については、広く様々な意見を聴取するためのもので、協働の手段のひとつであると考えています。よって公募運営のみに委ねるものではなく、性別、年齢などさまざまな観点から均衡を考慮した構成に配慮する基本原則を規定しているものです。</p> <p>なお、現在市には附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針や男女共同参画行動計画等があり、こうした個別運用指針への反映も踏まえた規定内容としています。</p>
24	<p>・市長が行おうとする住民投票には議会の承認が必要と思われる。また、ここで規定するのであれば法に基づく住民投票でなく独自に行う市民投票の規定としてはどうか。そうでなければ必要がないと思われる。</p> <p>・住民投票には議会の議決が不可欠であると思われる。</p>	2件	<p>ここで規定している住民投票の項目については、地方自治法で定められている、住民の直接請求によって条例を制定し住民投票を実施した場合の結果の取り扱いと市長が自らが条例を提案し住民投票を実施する場合について規定しているものです。</p> <p>よって、住民投票を実施するために条例を提案しようとする場合には、他の条例提案と同様に議会の議決は不可欠なものです。</p> <p>なお、市民投票の規定ということですが、独自に市民の意見を聴取するためには、市民投票という形にとらわれず調査することが、自由度も高く広範な意見を聴取できると考えられますので、本条例による規定はそぐわないものと考えます。</p>
25	<p>・住民自治推進のため、他市町においては住民自治協議会を明記されているところもある。よって、この条例の中においても住民自治協議会の設置、権能、支援等と市民、市、自治会等との関わりを明記してはどうか。</p>	1件	<p>住民自治協議会は、地方自治法、合併新法で規定されているものですが、今回の合併に際しては協議の中で設置されないことが確認されています。よって、住民自治協議会に関する規定は本条例では定めていません。</p> <p>一方、地域づくり協議会については、住民自治を具現化する手法として平成18年度より市においてすすめているところであり、指針に基づき運用しているところですが、その考え方等理念については本条例の中でもいくつかの箇所(項目)で明記しているところです。</p>

30	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の見直しにおいて、その年限を明記することはできないか。 	1件	<p>条例の見直しについて本文の中では、「まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし必要な措置を講じる」と規定していますが、これは年限といった期間的な取り決めでなく状況に即応する対応がより適切であるという考えからこうした表現により規定をしているものです。</p>
-	<ul style="list-style-type: none"> ・規定内容案全体を通し、各項目を区分する「章」が記載されていない。 	1件	<p>パブリックコメントとして公開しております本案件につきましては、条例の一步前という形式で整理しております。よって、今後条例化していくなかで、例規手続にのっとった法規文へと仕上げていくものであり、その過程において適切な章名、条文名等を付与していきたいと考えております。</p>
-	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例においては、基本理念の記述が必要と思われ条例の位置づけとして冒頭の部分におくべきではないか。 ・基本理念について、前文に織り込むか別途冒頭に明記していただいてはどうか。 	2件	<p>基本理念・基本原則は一般に明確な区分をされているものではありませんが、理念には目標及び進め方、原則には進め方が記述されています。本条例では、前文に目標を記述し本文における原則の項目において自治実現のための進め方を記述するというかたちをとっております。</p>
-	<ul style="list-style-type: none"> ・このパブリックコメントが条例制定のための単なる経過のひとつとなることなく、160日後に迫った新長浜市での広い意見集約をもって制定していくことが望ましいと考える。 ・来年1月1日の合併を控え、本条例が市民自治の本旨について規定されるものであるなら、6町の代表も揃った議会である3月議会に上程され制定されることが望ましいと考える。 ・本条例は住民自治の基本理念を定めるものとして長浜市の姿勢を表すものと考えます。よってその内容も原理原則に基づいたものと考えられるため、個別異論はありません。ただ、平成19年から取り組んでこられたという過去の経緯は別としても、あと5ヶ月で合併し長浜市の枠組みが変わる中、他の町の方々にも何らかの方法で意見聴取することが必要であり、この条例制定には相応しいことだと考える。 	3件	<p>本条例は住民自治の基本的事項について定めるものであり、平成19年度より各団体、個人からの意見を集約させていただきながら取り組んできたものです。また、本条例に規定する基本的事項は、自治の基本原則・原則であり地域、時代にかかわらず普遍のものであると考えていますので、合併後につきましても内容に大きな変化はないものと考えていますが、実際の運営にあたっては、指針等を一体感をもちながら策定しすすめていくことで新長浜市のまちづくりに活かしていけるものと考えています。</p> <p>しかしながら、今回お寄せいただいたいくつかのご意見等も踏まえ、パブリックコメントなどの手法にこだわらない多方面の意見聴取についても検討してまいりたいと考えています。</p>